

特許法 102 条 2 項・3 項に基づく損害賠償をめぐる 近時裁判例の検討

—東京地判平成 17・3・10 判例時報 1918 号 67 頁を中心として—



弁護士 高橋 元弘*

1. はじめに⁽¹⁾

特許法では、特許権侵害に基づく損害賠償請求における損害額の算定が困難であることから、特許法 102 条各号を定め、損害額を推定する規定を設けている。

本稿では、特許権の共有者の一方に特許法 102 条 2 項を、共有者の他方に同条 3 項を適用した東京地判平成 17 年 3 月 10 日・(平成 15 年(ワ)第 5813 号・平成 16 年(ワ)第 23633 号)判時 1918 号 67 頁を解説しつつ、同条 2 項・3 項の基本的な論点について近時の裁判例にも触れるものとする。

2. 事案の概要

前掲東京地判平成 17 年 3 月 10 日の事案の概要は、本稿の目的である特許法 102 条 2 項・3 項の検討という観点からまとめると以下のとおりである。

原告 2 社は、トンネル断面のマーキング方法の発明に係る特許権を共有していたところ、この特許を侵害する製品を貸与していた被告に対して、被告製品の販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、主位的に特許法 102 条 2 項による損害額を、予備的に同条 3 項による損害額を主張した事案である⁽²⁾。

特許権の共有者である原告の一方は、特許発明の実施品を販売及び貸与していたが、原告の他方はこれを行っていなかったことにより、前者について特許法 102 条 2 項、後者について同法 3 項を適用したのが本裁判例である。

本裁判例の争点は多岐にわたるが、損害の内容及び額に関する争点を細分化すると以下のとおりとなる。

争点 1

特許発明の実施に用いる製品を製造、販売又は貸与していない特許権の共有者に特許法 102 条 2 項の適用があるか

争点 2

侵害者の利益率

争点 3

特許発明の被告製品に対する寄与率

争点 4

実施料相当額はいくらか(特許法 102 条 3 項)

争点 5

特許権を共有している場合における各共有者に認められる損害の額

以下、特許法 102 条 2 項及び 3 項の基本的な理解や近時の裁判例に触れながら、各争点について解説する。

3. 特許法 102 条 2 項について

特許権侵害に基づく損害賠償を請求する場合には、原則として権利者において発生した損害の額と特許権侵害行為と損害との間の因果関係を主張・立証する必要がある。しかし、このような損害の額及び因果関係、とりわけ侵害者の逸失利益(特許権侵害行為があったことにより売上高が減少したことなど)を立証することは極めて困難である⁽³⁾。

そこで、特許法 102 条では、権利者の主張・立証の責任を軽減すべく、損害額の推定規定を設けている。

特許法 102 条 2 項では、侵害者が特許発明の実施により得た利益の額を権利者の受けた逸失利益と推定しているものである⁽⁴⁾。

特許法 102 条 2 項

特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

* 末吉総合法律事務所

なお、特許法 102 条 2 項は、侵害者が利益を受けていることを前提としているために、特許権の実施品のサンプル販売など侵害者が利益を上げていない場合や侵害者が受ける利益が小さい場合には、権利者の逸失利益に見合った賠償がなされないという限界がある⁽⁵⁾。

(1) 主張・立証すべき事実

特許法 102 条 2 項の適用を受けるに当たり、権利者において、主張・立証すべき事実（請求原因事実）は以下のとおりである。

請求原因

- ①権利侵害の事実
- ②損害の発生
- ③侵害者が侵害行為によって受けた利益の額
 - 例 1 侵害者の売上高－侵害者の費用
 - 例 2 侵害者の売上高×侵害者の利益率
 - 例 3 侵害者の販売数量×侵害者の単位数量あたりの利益の額
- ④権利者が特許発明を実施している事実

①の損害の発生について、権利者において主張・立証しなければならないかについては争いがあるが、特許法 102 条 2 項は、損害の「額」の推定規定であって、損害の発生まで推定するものではないため、損害の発生については権利者において主張・立証責任があるとするのが判例・多数説である⁽⁶⁾。

この点、例えば、東京高判平成 16 年 9 月 30 日（平成 16 年（ネ）第 1367 号）・裁判所ホームページでは、「特許権侵害行為により損害を受けたことは、特許権者が自ら特許発明を実施していたことを主張立証すれば、事実上推定される」としており、その立証に困難性はないといえよう⁽⁷⁾。

なお、上記④については、これを請求原因とするかについて争いがあるが、これについては後述する。

これに対して侵害者側（侵害したと主張されている当事者側）において主張・立証すべき事由（抗弁）は以下のとおりである。

抗弁 (1)

特許権者の現実の損害額が、侵害者が侵害行為によって受けた利益の額よりも低額であること⁽⁸⁾

抗弁 (2)

特許発明の侵害品に対する寄与率が低いこと

抗弁 (3)

権利侵害について無過失であること

特許法 102 条 2 項は侵害者が得た利益を立証することによって権利者の逸失利益の額を推定するものであるから、侵害者において侵害行為による権利者の逸失利益を立証すれば、この推定は覆ることになる⁽⁹⁾。

また、寄与率についての主張立証責任については一般に権利者であるとされているが、因果関係の立証困難を救済する 102 条 2 項の趣旨から、利益全額を一旦推定し、非寄与率を侵害者が立証することになるとする見解もあり⁽¹⁰⁾、寄与率を特許法 102 条 2 項の推定の覆滅事由とする裁判例も存在する⁽¹¹⁾ ことから、ここでは抗弁と位置づけている。なお、寄与率の考慮に関する議論は後述する。

(2) 権利者の実施の要否

前掲東京地判平成 17 年 3 月 10 日では、特許権の共有者の一人について、特許発明の実施に用いる製品を製造、販売又は貸与しているとは認められないから、侵害者が侵害者の製品を貸与することによって得た利益をもって、同原告の損害と推定することはできないとしている。

特許法 102 条 2 項は、侵害者が特許権を侵害したことにより、権利者がその製品を製造・販売したことにより得られたであろう利益（逸失利益）の額を推定する規定である。そのため、権利者自身が製品の製造・販売行為自体を行っていない場合には、特許法 102 条 2 項の適用がないとするのが裁判例・通説であり、前掲東京地判平成 17 年 3 月 10 日についても裁判例・通説に沿った判断をしている。

この点権利者が製造・販売する製品が特許発明の実施品である必要があるかについては見解が分かれている。

裁判例・通説は、権利者自らが特許発明を実施している場合のみ適用が可能であるとしている⁽¹²⁾。

これに対して、競業者に当該発明の価値を利用させないという競争環境下で競合品の販売利益を確保することも、特許権による法的保護の範囲内にある利益であると解し、単なる競合品の販売利益の減少も特許権侵害による損害に含まれるとして、単に競合品を販

売していれば足りるとする学説⁽¹³⁾もあり、この見解に立つ裁判例も存在する⁽¹⁴⁾。

権利者の特許発明実施の要否

- (ア) 特許法 102 条 2 項の適用のためには権利者が特許発明を実施している必要があるとする見解（通説・裁判例）
- (イ) 特許法 102 条 2 項の適用のためには権利者が実施品と競合する製品を製造・販売していれば足り、当該製品が特許発明の実施品である必要はないとする見解

更に進んで、権利者が特許発明を実施する製品を販売しているが、その製品が侵害品と競合しない場合には、特許法 102 条 2 項の損害は発生しないとされている⁽¹⁵⁾。

また、東京地判平成 16 年 2 月 20 日（平成 14 年（ワ）第 12867 号）裁判所ホームページでは、侵害者らが、権利者は特許権を製造業者としてしか実施していないことから、販売業者である侵害者らに対して特許法 102 条 2 項に基づく損害を請求する前提を欠くと主張したことに対して、特許法 102 条 2 項を適用する前提として、権利者と侵害者とが同一の形態の業務を行っていることを要すると解することはできない等として侵害者らの主張を排斥している。すなわち、特許法 102 条 2 項の適用の要件として権利者が特許発明を実施しているというためには、必ずしも特許法 2 条 3 項にいう実施の態様（生産、使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出）が侵害者の態様と一致している必要がないといえることができる。

(3) 侵害行為により受けている「利益」の額の意義

前掲東京地判平成 17 年 3 月 10 日では、「一般に、売買に比べて、貸与の場合は、同一の商品から複数回売上を得ることができ、利益率が高いといえることができるから、被告製品を貸与した場合の利益率は少なくとも貸与料の 50 パーセントを下ることはない認められる。」と認定している。本裁判例は、貸与に関する事例であり、貸与の場合に特許法 102 条 2 項の「利益」を算定するにあたり参考になるものと思われる。但し、この裁判例は、権利者及び侵害者において、それぞれ売上げから控除すべき費用等について主張したものの、裁判所においていずれも認められなかったという事案であることに留意する必要がある。

他方で、特許法 102 条 2 項に規定されている侵害行為により受けている「利益」の意義について、売上額からいかなる費用を控除するかについて見解が分かれている。

従来は、この「利益」の意義について、粗利益説と純利益説の対立が存在した。粗利益説は、売上額から製造原価（仕入原価）を控除したものを特許法 102 条 2 項の「利益」とする見解であり、損害の額が相対的に大きくなり権利者に有利な解釈であるといえる。他方、純利益説は、売上額から製造原価（仕入原価）のみならず、販売費、一般管理費、営業外損益、公租公課等の売上げを上げるために必要な費用をすべて控除したものを「利益」とする見解である。

これに対して、近時の裁判例及び通説は、いわゆる「限界利益説」に立っているとされる⁽¹⁶⁾。「限界利益」という場合には、一般には売上高から変動費を控除した利益のことをいうが、特許法 102 条 2 項の「利益」の意義において「限界利益」というときは、侵害品の製造、販売のために侵害者が追加的に要した費用を売上高から控除したものをいい、会計上の変動費を売上高から控除した利益を必ずしも意味しない⁽¹⁷⁾。

特許法 102 条 2 項の「利益」の意義⁽¹⁸⁾

- (ア) 粗利益説
売上額から製造原価（仕入原価）を控除したもの
- (イ) 純利益説
売上額から製造原価（仕入原価）のみならず、販売費、一般管理費、営業外損益、公租公課等の売上げを上げるために必要な費用をすべて控除したもの
- (ウ) 限界利益説（裁判例・通説）
売上額から侵害品の製造、販売のために侵害者が追加的に要した費用を控除したもの

以下では、裁判例・通説とされる限界利益説が、具体的にいかなる理由でどのような費用項目について売上額から控除されているのかについて、近時裁判例を例に個別に見ることとしたい⁽¹⁹⁾。

まず、東京地判平成 19 年 4 月 24 日（平成 17 年（ワ）第 15327 号・平成 18 年（ワ）第 26540 号）裁判所ホームページでは、経費を①変動費、②個別固定費、

③一般固定費に分け、①、②を控除の対象としている。具体的には特許法 102 条 2 項の「侵害行為により得た利益」の算定において、侵害品の製造ないし販売に相当な因果関係のある費用（製造ないし販売に直接必要な変動費及び個別固定費）を控除の対象としていわゆる貢献利益を算定すべきとした上で、侵害品を製造ないし販売しなくとも発生する費用（一般固定費）は控除の対象とすべきではないとし、変動費のみならず「個別固定費」についても控除の対象としているものである⁽²⁰⁾。本裁判例における特許、被告の行為、及び、具体的に売上額から控除すべき経費（変動費及び個別固定費）は、以下のとおりである。

〔東京地判平成 19 年 4 月 24 日〕	
対象特許：	レンズ付きフィルムユニット及びその製造方法に関する特許権 2 件
対象製品：	レンズ付きフィルムユニット
被告 1：	対象製品の輸入・販売
被告 2：	対象製品の販売
控除が認められた費用	
被告 1	
輸入原価	
個別固定費	
販売員給与のうち、全売上げに占める被告ら製品の売上げの割合に相当する分	
変動費	
販売員旅費、広告宣伝費、容器包装費、発送配達費	
被告 2	
仕入原価	
変動費	
広告宣伝費、容器包装費、発送配達費、他販売費	

この東京地判平成 19 年 4 月 24 日では、被告 1 においては、販売員給与を控除し、被告 2 においては控除されていない。これは、被告 1 における全売上げに占める侵害品の占める割合が 25%から 70%もある一方、被告 2 の場合は売上高の 0.2%から 11%に過ぎなかったことが理由である。すなわち、侵害品の全売上げ中に占める割合が低い場合は、販売員給与は、侵害品の販売がなかったとしても生じる経費であって、被告ら製品の販売と相当な因果関係にある経費とみる

ことはできず、単なる固定費（前掲東京地判平成 19 年 4 月 24 日にいう「一般固定費」）と判断されることになるためである。

次に、名古屋地判平成 17 年 4 月 28 日・判時 1917 号 142 頁では、「特許法 102 条 2 項にいう『利益』とは、侵害者が特許権侵害に係る製品の製造、販売のみに要する専用の設備を新たに設置し、あるいは従業員を雇い入れたといった例外的な事情がない限り、侵害に係る製品の売上額から、原材料の仕入れ、加工、保管、運送等に要した経費のうち当該製品の製造、販売のみのために要した変動費を控除した限界利益をいう」とした上で、具体的には以下のとおり、控除すべき費用と控除しない費用としている。

〔名古屋地判平成 17 年 4 月 28 日〕	
対象特許：	移載装置（搬送する物を受け渡すための装置）
対象製品：	パレット積替装置
被告：	対象製品の製造・販売
控除が認められた費用	
部品代、交通費等（日当、消耗品、福利厚生、材料、通信費）、人件費のうち残業時間に相当する部分	
控除が認められなかった費用	
交際費、残業時間に相当する部分以外の人件費、管理費	

上記のうち、残業時間に相当する部分の人件費が控除されたのは、侵害者において受注した侵害品を製造するに際し残業が行われたことを立証できたこと、及び、権利者が特許発明の実施品を製造するためにも同程度の残業を要したものと認められることを理由としている。他方で、管理費については、侵害者において、侵害品の売上高に一般管理費の製造原価に対する比率を乗じたものが控除されるべきと主張したところ、判決では、侵害品の製造販売のために追加的に要した費用ではないとして退けられている。

大阪地判平成 16 年 5 月 27 日（平成 14 年（ワ）第 6178 号）裁判所ホームページでは、「控除すべき費用は、一般には、当該侵害品の製造販売に伴って比例的に増大するいわゆる変動費をいうが、これに当たらな

い固定費であっても、侵害製品に直接関連する経費はその侵害製品の製造販売のために必要であったものとして控除の対象となるものというべき」とした上で、いわゆる販管費についても一部控除の対象としている⁽²¹⁾。

〔大阪地判平成 16 年 5 月 27 日〕

対象特許：重炭酸透析用人工腎臓灌流用剤の製造方法及び人工腎臓灌流用剤

対象製品：人工腎臓用透析液粉末製剤

被告：対象製品の製造・販売⁽²²⁾

控除が認められた費用

原料費，資材費（袋や容器などの包装費用，添付資料等の資材を他社から購入した費用），変動費（水道光熱費（水道，LPG ガス，重油代），動力費（動力費，自家発電重油代），消耗品費（フィルター類，機械の消耗部品，試験関連費用，環境整備費用，マスク，保護衣，作業靴等），修繕費（保守点検費用，ライン改造費，修繕費用），販売経費・管理費のうち 5%

控除が認められなかった費用

直接労務費，固定費（保険，税金等），減価償却費・リース代，補助管理費（工場に所属する試験課，業務課，施設課，総務課等の労務経費）

この裁判例においては、多額の売上げ（約 40 億円）を達成するためには相応の費用を要することは否定できないとし、侵害者の総売上額に占める侵害品の割合を参酌して、5%に相当する販売経費・管理費を侵害品の製造販売に必要な経費であるとしているものである⁽²³⁾。他方で、その他控除が認められなかった費用に関しては、侵害者が、侵害品に限らず別製品の製造販売を広く行っているため、他に利用できないものとはいえないとして、控除すべき費目に該当するということとはできないとしている。

以上のように、近時の裁判例を見るに、売上高から控除すべき費用として、いわゆる変動費については当然に控除の対象となっているが、更に固定費のうち、どの範囲において、侵害品の製造、販売のために侵害者が追加的に要した費用に当たりうるのかが、中心的な論点となってくるように考えられる。

(4) 寄与率の考慮の可否と考慮すべき要素

侵害品を含む製品の販売によって侵害者が得た利益

額の全部を損害とすることが不都合と考える場合に、寄与率を乗じることによって損害額を利益額の一部に限定する見解を寄与度考慮説といい、前掲東京地判平成 17 年 3 月 10 日でも、この寄与度考慮説に立った上で、特許法 102 条 2 項の「利益の額」を算定している。逆にこのような寄与度を考慮しない学説を全体利益説と呼ぶ⁽²⁴⁾。

寄与度考慮説による特許法 102 条 2 項の「利益の額」の計算

例 1 (売上高 - 費用) × 寄与度

例 2 売上高 × 寄与度 × 利益率

例 3 販売数量 × 単位数量あたりの利益の額 × 寄与度

現在「寄与度考慮説」が裁判例の多数・通説であるが⁽²⁵⁾、その理論的根拠や考慮すべき要素は異なるとされている。この点、数種の知的財産権が 1 個の単一商品に競合して実施されている場合において、販売利益に対する各知的財産権の寄与率をもって按分した額が、各知的財産権のそれぞれの実施によって受けた利益額であるとした事例⁽²⁶⁾もあるが、むしろ、近時は、特許発明の重要性（特に進歩性のある部分）を認定した上で、顧客が当該特許発明の実施部分に着目して購入したのか、他の部分に着目したのかに重点を置いて判断しているようである⁽²⁷⁾。

例えば、前掲東京地判平成 17 年 3 月 10 日では、(i) 特許発明を用いた方法以外にも侵害品に 11 の機能があること、(ii) 特許発明を用いた方法が極めて重要な機能であること、(iii) 特許発明を用いた方法に着目して侵害品の貸与を受けていること、を考慮して、寄与率を 40%と認定している。すなわち、特許発明の重要性と顧客の着目点を中心に寄与度を判断しているといえる。

寄与率を下げる要素	寄与率を上げる要素
特許発明を用いた方法以外にも侵害品に 11 の機能があること	特許発明を用いた方法が極めて重要な機能であること 特許発明を用いた方法に着目して侵害品の貸与を受けていること

また、前掲名古屋地判平成 17 年 4 月 28 日では、「特許発明の新規性・進歩性が当該発明の一部にかかる場合には、侵害者による製造・販売による利益のうち、新規性・進歩性にかかる部分のみが寄与した部分、すなわち全体の利益に寄与割合を乗じた金額をもって、特許法 102 条 2 項の所定の利益に当たると解するのが相当である」とした上で、以下の要素を考慮して、寄与率を 20 %としている。

寄与率を下げる要素	寄与率を上げる要素
特許発明の進歩性のある部分が、他社がすでに実施していたこと 特許発明の実施品はスペースを取るなど経済的にマイナスの面があること 侵害品の他の機能にも利点が認められること 侵害品のうち特許発明の実施部分の製造原価の割合は、11.4 %又は約 23 %であること	特許発明の実施品である権利者の製品と同等のものを顧客が望んで購入したこと（ただし、特許発明の進歩性に着目したものかは明らかではない） 侵害品の他の機能は周知慣用技術であること

大阪地判平成 16 年 10 月 25 日（平成 14 年（ワ）号 13022）裁判所ホームページでは、特許請求の範囲の末尾が「パイプベンダー」（パイプの曲げ加工機）とされているが、その進歩性は、パイプベンダーの一部である出退扨状具（キックバー）という、パイプベンダー本体とは明確に区別し得る一まとまりの部品を備えていることにあり、その実質は、出退扨状具の発明ともいい得るとして、製品全体（出退扨状具付きパイプベンダー）に対して出退扨状具が寄与していない度合いが、特許法 102 条 2 項による損害の推定に対する覆滅事由となり得るとした上で、以下の事情を考慮して、寄与率を 80 %としている。

寄与率を下げる要素	寄与率を上げる要素
進歩性ある部分の使用率は 20 %以下であること 進歩性ある部分を除いて販売したとしても、販売購入する顧客がいること	進歩性ある部分が顧客に相当強い購買動機となっていること 進歩性ある部分の製造原価は、侵害品全体に占める価格割合が低いいため、販売による利益に大きな貢献をしていること

4. 特許法 102 条 3 項

特許法 102 条 3 項は、権利者が侵害により被った損害の立証が困難であることを考慮し、民法 709 条の特則として設けられた規定である。特許法 102 条 3 項は、実施料相当額を損害額として賠償請求できる旨を規定したものであり、損害額の最低限度を法定したとされる。

平成 10 年改正前の特許法 102 条 2 項では、訴訟遂行に時間と費用がかかるのに比して、特許権侵害に基づく損害賠償として認められる額が特許権者のすでに他社に設定している実施料率や、業界相場等に基づき認定された例が多く、そのため、侵害してしまった方が得である状態となっているという指摘があった。

そこで平成 10 年改正により、特許法 102 条 1 項を新設するとともに、平成 10 年改正前の第 102 条 2 項により推定される損害額を「特許発明の実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭」としていたところ、この「通常」の文言を削除し、これにより特許発明の価値や当業者の業務上の関係や侵害者の得た利益等、訴訟当事者間において生じている諸般の事情を考慮して、実施料相当額の認定を出来るようにした⁽²⁸⁾。

特許法 102 条 3 項

特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

(1) 主張・立証すべき事実

特許法 102 条 3 項に基づいて損害賠償を請求するに当たっては、権利者において特許発明の実施に対して受けるべき適正価額（＝実施料相当額）を基礎づける

事実を主張・立証することになる。具体的には、侵害品の売上額に実施料率を乗じて計算する場合と、侵害品の単位数量当たりの実施料相当額を認定した上で、これに販売数量等乗じて算出する場合がある。

これに対して、侵害者では、無過失の抗弁のほか、実施料相当額が低額であると認定されるべきことを基礎づける事実を抗弁として主張・立証することになる⁽²⁹⁾。

請求原因

①権利侵害の事実

②損害の発生

③実施料相当額

例 1 売上額×実施料率

例 2 侵害品の単位数量当たりの実施料相当額×侵害品の販売数量

(2) 実施料率の認定

先述のとおり、従来、特許権者のすでに他社に設定している実施料率や、業界相場等に基づき認定された例が多数であったところ、平成 10 年改正により、特許発明の価値や当業者の業務上の関係や侵害者の得た利益等の訴訟当事者間において生じている諸般の事情を考慮して、実施料相当額の認定を出来るようになった。

平成 10 年改正以後、実施料相当額の認定において裁判例でいかなる要素が考慮されているかについて、高島卓「損害 3 特許法 102 条 3 項に基づく請求について」牧野利秋ら編『知的財産法の理論と実務 第 2 巻〔特許法〔Ⅱ〕〕』（新日本法規出版、2007 年）294 頁以下では、①特許権の実施許諾例等、②業界相場等、③特許発明の内容、④他の構成の代替可能性、⑤侵害品の販売価格、販売数量、販売時期、⑥権利者の姿勢、⑦侵害者の努力、⑧市場における当事者の地位、が挙げられるとする。

他方で、特許権の実施許諾例や業界相場に対して、その他の要素がどのような影響を及ぼして、実施料相当額が認定されるかについて見ると、実際には特許権の実施許諾例や業界相場に重きを置かれていることがわかる。

次頁の表「近時裁判例の実施料相当額の認定」は、特許権の実施許諾例や業界相場が実施料相当額の認定の要素となっている事案について、その他の考慮要素と、認定された実施料率をまとめたものである。これを見ると、様々な要素が考慮されているが、結果とし

て認定された実施料率は、多くが実施許諾例や業界相場の範囲に収まっていることがわかる。前掲東京地判平成 17 年 3 月 10 日でも、発明協会研究センター編『実施料率〔第 5 版〕』（発明協会、2003 年）では、建設技術の分野における平成 4 年から 10 年度におけるイニシャルペイメントなしの実施料率の平均が 3.5 % であり、契約数として最も多い実施料率が 3 % とされているとした上で、発明の内容、侵害品をめぐる契約の相手方企業、契約内容、侵害品の使用態様等の諸事情を併せ考慮して、結局のところ実施料率を業界実例の最頻値の実施料率と同率の 3 % と認めている。

特許法 102 条 3 項に基づく損害額を、実施許諾例や業界相場を超えて認定されるためには、様々な要素を検討の上、より強い主張・立証が必要となるものと考えられる。

5. 特許法 102 条各号にまたがる問題（特許権の共有）について⁽³⁰⁾

前掲東京地判平成 17 年 3 月 10 日は、特許権の共有者である原告の一方は、特許発明の実施品を販売及び貸与していたが、原告の他方はこれを行っていなかった事案において、前者について特許法 102 条 2 項、後者について同法 3 項を適用したものである。具体的には、特許法 102 条 2 項及び 3 項に基づいて算定された賠償額を共有者の持分の割合によって按分した額を、それぞれ当該共有者の損害の額と認定している⁽³¹⁾。

これと同様に、共有持分で案分した額を各共有者の損害額とする裁判例として、大阪地判昭和 62 年 11 月 25 日・判タ 671 号 230 頁があるが、これはいずれの共有者についても特許法 102 条 2 項（平成 10 年改正前の 102 条 1 項）が適用された事例である。

これに対して、東京地判昭和 44 年 12 月 22 日・判タ 243 号 252 頁では、共有者の一人が製造し、他の共有者の一人が販売していた事例において、各共有者の利益はほぼ相等しいと認め、共有持分を認定することなく、特許法 102 条 2 項（平成 10 年改正前の 102 条 1 項）の推定は各自挙げている利益額に比例して働くとしており、共有持分での案分した額での認定をしていない。

この点、中山信弘『工業所有権法上（第三版）』307 頁注（6）では、「現実に実施している共有者の一人は 1 パーセントの持分しか有していないが、そのものだけが実施しているような場合、持分の割合に応じた配

表：近時裁判例の実施料相当額の認定

裁判所／判決年月日	認定された実施料率	侵害品(分野)	実例・業界相場	その他
東京地判平成 19 年 8 月 30 日 平成 17 年 (ワ) 第 17182 号 裁判所ホームページ	1%	半導体	実施料率の平均 イニシャルあり：3.5% イニシャルなし：3.3% 最頻値：1% 実施料率が 8%以上の高率の契約の大半を半導体に関する契約が占めていた ※外国技術導入契約の実施料が基となっている ※包括的実施許諾の場合が多い	基礎的で重要性の高い発明であること 対象製品の製造・販売に多数の特許が必要であること 対象製品の売上げが膨大な額であり年々増加していること
東京地判平成 19 年 8 月 24 日 平成 18 年 (ワ) 第 9708 号 裁判所ホームページ	4%	美容 マッサージ器	使用料約 4%	需要者や取引者は、特許権が付与されている事実に大きな信頼を寄せること
東京地判平成 19 年 4 月 24 日 平成 17 年 (ワ) 第 15327 号・平成 18 年 (ワ) 第 26540 号 ※特許 2 件	特許権 1：5% 特許権 2：3%	レンズ付き フィルム	実施料率の平均 イニシャルあり：5.3% イニシャルなし：6.8% いずれの場合も 5%台とする例が最も多い	本件特許権 1 は製品の基本構造に関わり、本件特許権 2 は製品を特許付ける重要な特許であること 原告製品が消費者に広く受け入れられ、多額の売上げを上げていること
東京地判平成 19 年 2 月 27 日 平成 15 年 (ワ) 第 16924 号 裁判所ホームページ	5%	半導体 製造装置	実施料率の平均 イニシャルあり：5.2% イニシャルなし：6.5% (いずれも上昇傾向) 特殊産業用機械(イニシャル無)の実施料率別契約件数では、実施料率 5%台の契約が最も多い	発明の特徴を積極的に宣伝していること 製品全体についての発明であること
東京地判平成 19 年 2 月 15 日 平成 17 年 (ワ) 第 6346 号 裁判所ホームページ	0.7%	使い捨て紙 おむつ	「バルブ・紙・紙加工・印刷」(それには、紙製衛生材料である「使い捨て紙おむつ」も含まれる。)の実施料率の最頻値 イニシャルあり：5% イニシャルなし：3%	製品の基本構造に関する特許ではないこと(紙おむつの前後漏れ防止、優れた着用品を目的)前後漏れ防止に極めて顕著な効果を奏するものではないこと 類似した構造を有する特許発明が多数存在すること 製品に使用される複数の技術の一つに過ぎない書籍の示す実施料率は、使い捨て紙おむつ以外の製品も広く含む
東京地判平成 17 年 5 月 31 日 判時 1969 号 108 頁	5%	誘導電力 分配 システム	実施料率の平均 イニシャルあり：5.5% イニシャルなし：4.3%	特許の内容及び重要性 市場における原告らのしめる地位
東京地判平成 17 年 4 月 8 日 判時 1903 号 127 頁 ※不当利得	2%	水晶振動子	イニシャルあり：1%が 76 件、2%が 71 件、3%が 34 件、4%が 30 件で、平均値は 3.5%であり、最頻値は 1% イニシャルなし：1%が 21 件、2%が 15 件、3%が 19 件、4%が 9 件で、平均値は 3.3%であり、最頻値は 1%	特許を実施していない製品も販売していること
東京地判平成 17 年 3 月 10 日 判時 1918 号 67 頁	3%	トンネル工 事において 使用するレ ーザーマー キング装置	イニシャルなしの実施料率の平均が 3.5%であり、契約数として最も多い実施料率が 3%	発明の内容、被告による被告製品貸与をめぐる契約の相手方企業、契約内容、被告製品の使用態様等の諸事情
大阪地判平成 15 年 10 月 9 日 平成 14 年 (ワ) 第 9061 号 裁判所ホームページ	4%	半導体 製造装置	実例として 3% ※長期にわたることが前提であること、及びイニシャルの支払いがあることから、実施料率を低率にとどめたと認定	発明の内容 ライセンス実績のあること 代替品の存在
東京地判平成 13 年 9 月 6 日 平成 11 年 (ワ) 第 24433 号 裁判所ホームページ	3%	温風暖房機	実施料率の平均値 昭和 43～48 年度：4.41% 昭和 49～52 年度：4.46% 昭和 63～平成 3 年度：4.40%	特許発明の寄与度は相当程度認められること ライセンス交渉を行ったが決裂していること 侵害品の性質、販売価格、販売数量、販売期間

分をすることには問題がある」と指摘する⁽³²⁾。

特許の共有は、各共有者が自己実施する権利を有しており(特許法 73 条 2 項)、その数量に特許法上の制限はない。このことからすれば、損害賠償の範囲は、共有者一人につきすべてに及ぶと考えられなくもない。しかし、そうすると 2 人の共有者がいずれも特許権を実施していた場合には、例えば、特許法 102 条 2

項に基づきそれぞれ算出される損害の全額を請求できることになり不合理である。

他方で、各共有者で現実に受けている利益の比率で分配するとしても、共有者の一人が、全く特許発明を実施していない場合、その共有者は損害賠償請求できないことになりかねない。

他に適切な基準がない以上、特許の共有の場合にお

いて 102 条 2 項により損害額の推定を受ける場合には共有割合に応じて按分した額を請求できるとし、それ以上の損害が生じているとするならば、推定規定を用いることなく当該損害を主張立証すべきものと解すべきことになろう（102 条 4 項参照）。

6. まとめ

これまで述べてきたとおり、平成 10 年の特許法改正を経て、また、これまでの裁判例の蓄積により、特許法 102 条 2 項における「利益」、寄与率の認定、さらには同条 3 項の実施料相当額の認定においては、様々な要素が加味されている。

これらの要素を適切に考慮し、適切な損害の推定を行うためには、特許発明の具体的な内容（進歩性のある部分や製品への寄与度）、権利者・侵害者双方の取引の実情などを正確に捉え、かつ十分に主張・立証していく必要がある。そのため、損害額の認定は、裁判所の判断任せというよりは、むしろ当事者やその代理人の力量が問われるところであると考えられる部分が多くなってきていると考えられ、これまでの裁判例さらには今後の裁判例の蓄積をふまえ、いかなる要素が有利・不利に働くのかという点に着目して、主張・立証を行っていく必要がある。

以上

注

- (1) 本稿は、筆者が、平成 19 年 1 月 24 日に、東京弁護士会知的財産権法部判例等検討小部会で報告し、討議を経た判例研究をまとめたものである。
- (2) 前掲東京地判平成 17 年 3 月 10 日では、トンネル断面のマーキング方法の発明に係る特許権のほか、多機能測量計測システムの発明に係る特許権の侵害も争われたが、これについては被告製品が当該特許に抵触しないと請求を退けられている。
- (3) 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室『平成 10 年改正 工業所有権法の解説』10～15 頁。
- (4) 裁判例及び通説である（中山信弘『工業所有権法（上）特許法〔第 2 版増補版〕』（弘文堂、2000 年）340 頁、中山信弘編『注解特許法上〔第 3 版〕』（青林書院、2000 年）1014 頁（青柳吟子））。
- (5) 特許庁・前掲注（3）15 頁
- (6) 中山・前掲注（4）340 頁。
- (7) なお、中山編・前掲注（4）1018 頁（青柳吟子）参照。

(8) 推定の一部覆滅を認めた近時裁判例として、東京地裁平成 19 年 9 月 19 日（平成 17 年（ワ）第 1599 号）裁判所ホームページがある。この裁判例では、発明の寄与度、原告自らが製造しておらず製造に基づく利益を得ていないこと、被告のうちの 1 社の方が原告よりも知名度並びに顧客及び全国の販売代理店等との信頼関係において優位に立っていたことを理由に、被告 3 社が上げた利益の 95%については、被告 3 社の侵害行為との間に因果関係がないことが立証されたとしている。なお、特許法 102 条 2 項による推定が覆滅された部分について、同条 3 項を適用している。

また、推定覆滅事由として、高松宏之「19 損害（2）—特許法一〇二条二項・三項」牧野利秋・飯村敏明編『新・裁判例実務体系 知的財産関連訴訟』（青林書院、2001 年）318～319 頁では、特許権者と侵害者の営業力やブランド力の相違、他の競合品の存在、通常実施権者の存在、他の侵害品の存在、営業活動地域の相違等を掲げている。

- (9) 従前、特許法 102 条 2 項の推定の覆滅は事実上極めて困難であると解されてきたが、これは特許法 102 条 2 項の一部覆滅が認められないと解されていたことに起因するものと考えられる（中山編・前掲注（4）1034～1035 頁（青柳吟子））。他方で、現在は、推定の量的な一部覆滅を認める裁判例も出てきている（東京地判平成 11 年 7 月 16 日・判時 1698 号 132 頁。なお、名古屋地判平成 17 年 4 月 28 日・判時 1917 号 142 頁では、「侵害者の方が特許権者よりも、営業努力、宣伝や広告、製造技術等において格段に勝っており、大量の商品を販売する能力を有していた結果、侵害者に大きな利益をもたらしていたと認められる場合には、同利益の相当部分は、特許権の侵害以外の要因によって得られたと考えられるから、推定の量的一部覆滅を認める余地を否定できない」とした上で、結論として推定の量的一部覆滅を否定している）。
- (10) 田村善之『知的財産権と損害賠償（新版）』（弘文堂、2004 年）244 頁、高林龍『標準特許法（第 2 版）』（有斐閣、2005 年）252 頁
- (11) 大阪地判平成 16 年 10 月 25 日（平成 14 年（ワ）号 13022）裁判所ホームページ。
- (12) 中山・前掲注（4）340 頁、中山編・前掲注（4）1021 頁（青柳吟子）、高林・前掲注（10）251 頁、東京高判平成 11 年 6 月 11 日・判時 1697 号 96 頁など。
- (13) 田村・前掲注（10）7 頁、高松・前掲注（8）309 頁

以下。

- (14) 東京地判平成 9 年 9 月 17 日・判時 1697 号 104 頁。
ただし、控訴審（前掲東京高判平成 11 年 6 月 11 日）
で否定されている。
- (15) 中山編・前掲注（4）1025 頁（青柳吟子），吉川泉
「19 損害 2 特許法 102 条 2 項に基づく請求について」
牧野利秋ら編『知的財産法の理論と実務 第 2 卷〔特
許法 [II]〕』（新日本法規出版，2007 年）281 頁。なお，
商標権侵害の事例として，名古屋地判昭和 55 年 4 月 25
日・判時 992 号 92 頁。
- (16) 高林・前掲注（10）251 頁。なお，平成 10 年改正に
より特許法 102 条 1 項が新設される以前は，権利者側
で特許発明の実施のための新たな設備投資や従業員の
雇用を必要としない状況であれば，侵害者が得た利益
額の算定に当たっても，侵害製品の売上げからその製
造・販売自体のために追加的に必要となった経費（変
動経費）のみを控除すべきとする「権利者側の限界利
益説」が裁判例の主流であった。換言すれば，権利者
にとっては必要ないような経費は控除しないとするも
のである。しかし，平成 10 年特許法改正後は，このよ
うな見解は採用されておらず，権利者側の事情にかか
わらず，侵害者が製造・販売するために追加的に支出
した経費は控除する（高林・前掲注（10）251 頁）。

なお，吉川・前掲注（15）283 頁以下では，「権利者
側の限界利益説」を限界利益説，現在の限界利益説を
「直接費用控除説」と分類している。

- (17) 前掲名古屋地判平成 17 年 4 月 28 日では，「特許法
102 条 2 項にいう『利益』とは，侵害者が特許権侵害に
係る製品の製造，販売のみに要する専用の設備を新た
に設置し，あるいは従業員を雇い入れたといった例外
的な事情がない限り，侵害に係る製品の売上額から，
原材料の仕入れ，加工，保管，運送等に要した経費の
うち当該製品の製造，販売のみにために要した変動費
を控除した限界利益をいう（もっとも，必ずしも財務
会計上の限界利益と一致するものではない。）と解する
のが相当である。」としている。

また，大阪地判平成 16 年 5 月 27 日（平成 14 年（ワ）
第 6178 号）裁判所ホームページでは，「利益の額」に
ついて，「侵害者が当該特許権侵害行為である製品の製
造販売によって得た売上額から，製造販売行為に必要
であった費用，すなわち，その製品の製造原価ないし
仕入れ価格のほか，梱包，保管，運送等の経費のうち
侵害製品の製造のみにために要した部分を控除した額

である」とした上で，「控除すべき費用は，一般には，
当該侵害品の製造販売に伴って比例的に増大するいわ
ゆる変動費をいうが，これに当たらない固定費であつ
ても，侵害製品に直接関連する経費はその侵害製品の
製造販売のために必要であったものとして控除の対象
となるものというべきである」としている。

- (18) 中山編・前掲注（4）1024～1025 頁（青柳吟子）で
は，「従前の学説・判決例については，粗利益説，純利
益説，限界利益説という分類用語が用いられることが
あるが，これらの語義は一定した内容を示すものとし
ては用いられていない。」とした上で，具体的にどのよ
うな費用項目を控除するかという具体的内容が実務の指
針として明らかにされなければならないと説いている。
- (19) 中山編・前掲注（4）1027 頁（青柳吟子）においては，
今日の主流の判決類型の一つとして「2 項の推定規定の
前提には，権利者と競業関係にある侵害行為者が侵害
行為によってある販売収支実績を現実にも上げている以
上，権利者も同じ販売収支実績を上げうる蓋然性がある
との推定を裏付ける社会的事実の認識があるものと認
められると解し，したがって，推定の前提事実である
侵害行為者が侵害の行為により受けた利益の意味も，
財務会計上の利益概念にとらわれることなく，推定さ
れる事実との関係で定めるべきであるとしている。そ
して権利者において，特許発明の実施品の開発やこれ
に要する投資を完了し，実際に営業的製造販売を行っ
ている場合に，新たな開発のための投資や従業員の雇
用を要さず，そのままの状態でも製造販売ができる個
数の範囲内では，権利者の逸失利益とは，右実施品の売
上額から材料価格や包装費用等の販売のための変動経
費のみを控除した販売利益と考えるべきであるから，
推定の対象となる利益が右のようなものである限り，
権利者がそのままの状態でも製造販売ができる個数の範
围内では，2 項の利益としては侵害者が侵害物品の製造
に供した金型の費用や売上額の多寡にかかわらず発生
しうる販売費及び一般管理費等は，控除の対象とはし
ないものと解するのが相当であるとの見解に立つ判決
例である」と指摘する。

この点，東京高判平成 16 年 4 月 27 日（平成 14 年
（ネ）第 4448 号）裁判所ホームページでは，権利者か
ら，権利者が本件発明を用いた同種の製品の製造，販
売に係る利益率が 20% であることに照らせば，侵害品
の製造，販売に係る利益率も 20% を下回らないと主張
したことに對して，立証として不十分であり当該利益

率をそのまま採用できないとしている。

(20) なお、前掲東京地判平成 19 年 4 月 24 日では、①大企業が多数種類の製品を製造販売する中で、1 種類の侵害品を製造販売している場合に控除される費用は、直接の原材料費、運送費などの変動費だけになるのに対し、②零細な企業が侵害品のみを製造販売しているような場合、あるいは、侵害品を製造販売するためにのみ新工場を建設した場合には、変動費に加え、工場及び機械の減価償却費、工場従業員の給与などの固定費が侵害品の製造販売に相当な因果関係のある個別固定費とみなされると考えるべきであるとして、特許法 102 条 2 項の利益の算定においては、

- (1) 侵害者の規模
- (2) 侵害者の全売上げに占める対象製品の売上げの割合
- (3) 侵害品の製造販売に当たって必要となった施設、機械、労力、侵害品の製造・販売の期間など

様々な要素を全体的に考慮して、侵害品の製造ないし販売に相当な因果関係のある費用を算定する必要があるとしている。

(21) そのほか、管理費について控除の対象とした近時裁判例としては、東京地判平成 16 年 5 月 31 日（平成 15 年（ワ）第 9316 号）裁判所ホームページがある。この判決では、金型成型品・板金・板金新規分、基板設計金型、機構部品図面、開発費（人件費）、仕入代、管理費を売上高から控除している。

(22) この裁判例では、被告は被告ニプロと被告ニプロファーマの 2 社であり、被告ニプロについては対象製品の販売のみを行っている。被告ニプロについては、被告ニプロファーマが製造している対象製品の大部分は被告ニプロに供給され、被告ニプロから販売されているのであり、少なくとも、被告ニプロに供給された対象製品に関する限りでは、両者は関連会社として一体的な関係にあるものというべきであり、客観的な関連共同性が存在することを肯定できるとして、共同不法行為を認めている。

(23) なお、大阪地判平成 16 年 9 月 30 日（平成 13 年（ワ）第 1334 号）・裁判所ホームページでは、侵害者が展示会関係の費用等の販管費の控除を主張したところ、それらの販管費は、侵害品以外の製品のためにも要したものであり、仮に侵害者が侵害品の製造販売を行わなかったとしてもかかった費用であると推認されるとして、控除の対象とはしていない。

(24) 製品の一部に侵害品（侵害部分）がある場合に、寄

与率による利益按分の主張を排斥して製品全体の利益を損害と推定した事例として、東京地判昭和 52 年 3 月 30 日・無体集 9 巻 1 号 300 頁、大阪高判昭和 57 年 9 月 16 日・無体集 14 巻 3 号 571 頁などがある。

(25) なお、実用新案法 29 条 3 項の事例において、寄与率を考慮した裁判例として、名古屋高判平成 17 年 4 月 27 日（平成 15（ネ）277）裁判所ホームページがある。

(26) 大阪地判昭和 43 年 6 月 19 日・判タ 223 号 200 頁、東京地判平成 6 年 5 月 30 日・裁判所ホームページ。

(27) 中山編・前掲注（4）1038 頁（青柳吟子）では、「特許発明の製品全体の購買力に対する因果関係の程度（寄与率）考慮要素としては、製品全体の売上げへの成果（顧客吸引力、需要者の選択購入の動機等）に対して当該特許発明部分が有した不可欠性や重要度、製品全体に対しての当該特許発明部分の機構上の不可欠性や重要度、製品全体における他の部分の価値と当該特許発明部分の価値との相対的評価、製品全体における侵害者独自の技術の有無等があり、また補助的な考慮要素としては製品全体に対して当該特許発明に係る部分が占める価格割合等があり、これらを総合して寄与度を認定することになろう」としている。

(28) 特許庁・前掲注（3）24 頁、高林・前掲注（10）253 頁。

(29) なお、侵害者の側で抗弁として、いわゆる損害不発生の抗弁を、特許権侵害訴訟において主張しうるかという点について議論がある。いわゆる小僧寿し事件最高裁判決が特許権侵害訴訟にもその射程を及ぼすかという点である。

及ばないとする見解は、それ自体が財産的価値を有する特許権の侵害行為がなされた場合に、「売上への寄与」の有無いかんをもって「損害の発生」自体を否定することはできないとする（中山編・前掲注（4）1061 頁（青柳吟子）など）。他方、及ぶとする見解は、特許権の場合であっても、その侵害が売上に全く寄与していないという事例が皆無とはいえないとして、特許権侵害訴訟における損害不発生の抗弁の主張は可能であるとしている（小塚壮一郎「特許法 102 条 3 項・商標法 38 条 3 項と損害不発生の抗弁」中山信弘外 2 名編『特許判例百選（第三版）』（有斐閣 2004 年）197 頁など）。

(30) 特許法 102 条各号にまたがる問題としては、外に特許法 102 条 1 項または 2 項において推定の一部覆滅がされた場合において、推定が覆滅された部分に同条 3 項を適用して実施料相当額の損害賠償を請求できるかという問題、更に、特許権者が特許法 102 条各号を選

択的に主張し、そのうち認定された損害賠償額が最も高いものを認定していいか、という問題がある。

後者の問題について近時裁判例では、「特許法 102 条 2 項による利益の額が極めて僅少な金額となる場合もあること、及び、利益の額も、実施料相当額も、いずれもその認定は裁判所の判断に最終的に委ねられるものであり、特許権者が裁判所の最終的な判断を正確に予測し得るわけではないこと、特許権侵害が認定された場合は、損害を被った特許権者を合理的に保護すべきであること」などを理由として、特許法 102 条各項に基づくいずれかの損害のうち、自己に有利なものを選択的に請求することが可能であるものがある（東京地判平成 19 年 9 月 19 日（平成 17 年（ワ）号 1599 号）裁判所ホームページ、前掲東京地判平成 19 年 4 月 24 日）。

(31) なお、大阪地判平成 16 年 7 月 29 日（平成 12 年（ワ）3997 号）裁判所ホームページでは、特許権者について実用新案法 29 条 3 項を、独占的通常実施権者に対して同条 2 項の適用を認めている。

(32) 裁判例・学説の紹介は、中山編・前掲注（4）1099～1102 頁（青柳吟子）が詳しい。なお、中山編・前掲注（4）1099 頁（青柳吟子）では、共有者全員に特許法 102 条 1 項を適用する場合には、侵害者の譲渡数量を持分によって按分した数量に各自が侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を各自の損害として請求することになるとし、また、共有者の一部のみが販売行為を行っていた場合には、販売行為を行っていないものは特許法 102 条 3 項の相当実施料額を持分で按分した額を請求することになり、販売行為を行っていた者については、特許法 102 条 1 項が適用され、按分された侵害者譲渡数量に基づいて請求額を算定することになるとする。また、空田卓夫・平田克文「共有者の一人による損害賠償請求と特許法 102 条 1 項」中山信弘編『知的財産権研究Ⅱ』（東京布井出版、1991 年）26～28 項参照。

（原稿受領 2007.12.3）

バックナンバーのご案内

ご希望のバックナンバー、送付先を明記の上、郵便振替（00170-0-0059868 日本弁理士会）にて代金をお支払い下さい。ご入金を確認次第、「パテント」をお送り致します。

宛先：日本弁理士会 広報・支援・評価室パテント担当 1 冊 840 円（税込）＋送料 100 円＝940 円

年	月号	バックナンバー内容
2005 年	1	特集《ベンチャー支援》
	2	特集《弁理士と大学》
	3	特集《MOT》
	4	特集《中国》
	5	特集《東海支部は今》
	6	特集《中小企業支援の現状》
	7	特集《実務系委員会の活動報告》
	8	特集《クレーム解釈》
	9	特集《知財ビジネス交渉学》
	10	特集《商標》
	11	特集《大学における知的財産の研究》
	12	特集《弁理士制度について》
2006 年	1	特集《TLO の知財管理と弁理士》
	2	特集《著作権実務ガイドライン》
	3	特集《中国・四国は今！》
	4	東京大学大学院新領域創成科学研究科知的財産インキュベーション戦略講座インタビュー他《ソフトウェア》
	5	特集《知的財産高等裁判所との座談会》
	6	特集《特許評価／実務系委員会の活動報告》
	7	特集《国内における模倣品対策》
	8	特集《商標／平成 17 年著作権重要判決紹介》
	9	特集《判例研究》
	10	特集《「意匠法等の一部を改正する法律」について》
	11	特集《地域産業活性化のための取り組み（地域産業の実態）》
	12	特集《周辺業務の実態》
2007 年	1	特集《知的財産の価値評価》
	2	特集《企業の知財戦略》
	3	「流通流動化検討委員会連載スタート」、「改正意匠法 24 条 2 項について」
	4	《企画・若手弁理士の活動報告》《平成 18 年度著作権重要判決紹介》
	5	特集《第 12 回知的財産誌上研究発表会》
	6	特集《インターネット上の知財データの活用／平成 18 年度著作権委員会》
	7	特集《北海道・不正競争防止法委員会》
	8	特集《女性弁理士》、第 12 回知的財産権誌上研究発表会 質疑応答原稿
	9	特集《平成 18 年特許法》
	10	特集《特許明細書作成実務》
	11	特集《最近の米国判例》
	12	特集《地方自治体の知財の取り組み》